

第21回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年3月27日(木) 午前9時～午前10時27分
2. 開催場所 いきいきセンターくりの郷 研修室1. 2
3. 出席委員 14名
会長 15番 重村 耕一郎
会長代理 1番 梶 重明
委員 2番 福島 昌信 9番 神掛 ちず子
4番 園山 秀国 10番 中尾 隆
5番 高橋 慶生 11番 竹ノ内 春則
6番 前田 格男 12番 興邊 雄次
7番 清水 隆一 13番 上水流 政俊
8番 萩原 とよ子 14番 山口 華
4. 欠席委員 なし
5. 議事日程
 - (1) 開 会
 - (2) 議事日程について
 - (3) 議事録署名委員の指名について
 - (4) 会期の決定について
 - (5) 事務局報告
 - ① 合意解約報告書 (7件)
 - ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (4件)
 - ③ 農地中間管理事業の耕作者変更について (1件)
 - (6) 付議事件及び順序について
 - 日程第1 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進の承認について (議案 1件)
 - 日程第2 農地法第3条に規定による許可申請について (議案 9件)
 - 日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について (議案 1件)
 - 日程第4 農地法第5条の規定による許可申請について (議案 2件)
 - 日程第5 農地利用状況調査に係る非農地決定について (議案 1件)
 - 日程第6 令和7年度最適活動の目標設定等について (議案 1件)
 - (7) その他農政一般事項
 - (8) 閉 会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 羽柁田 浩二 局長補佐 岩下 陽一
管理調整係長 吉村 明恵 事務補助員 酒井 式子

議 長 それでは只今から、第21回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。

議 長 日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。

議 長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、5番高橋委員と6番前田委員を指名します。

議 長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長 次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が7件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 1ページになります。①合意解約申出書7件です。番号1。貸人、湧水町幸田 ○○○○。借人、鹿児島市 ○○○○。土地の所在 幸田字谷口○ ○ 田 ○○㎡ 外2筆 計3筆 ○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和2年4月1日から令和12年3月31日。解約の理由、規模縮小のため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和7年2月20日。番号2。貸人、湧水町米永 ○○○○。借人、湧水町米永 ○○○○。土地の所在 米永字島廻○○ 田 ○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和3年5月25日から令和13年5月31日。解約の理由、所有者が耕作するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和7年2月25日。番号3。貸人 東京都 ○○○○。借人、湧水町北方 ○○○○。土地の所在 北方字内原○○ 田 ○○㎡ 外2筆 計3筆 ○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和5年10月25日から令和10年10月31日と令和2年5月1日から令和7年3月31日。解約の理由、基盤法から中間管理事業への利用権設定内容変更のため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和7年3月5日。以下番号4も中間管理事業への利用権設定内容変更による解約です。番号5。貸人、湧水町川西 ○○○○。借人、湧水町川添 ○○○○。土地の所在、川西字前畑○○ 畑 ○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和2年3月25日から令和7年3月31日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和7年3月10日。番号6。貸人、湧水町中津川 ○○○○。借人、湧水町川添 ○○○○。土地の所在 川西字前畑○○ 畑 ○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和2年3月25日から令和7年3月31日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、使用貸

借権。土地の引渡しの時期，令和7年3月10日。番号7。貸人 湧水町田尾原 ○○○○。借人，湧水町田尾原 ○○○○。土地の所在，田尾原字油田○○ 田 ○○㎡ 外1筆 計2筆で○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間，令和3年2月25日から令和13年2月28日。解約の理由，基盤法から中間管理事業への利用権設定内容変更のため。利用権の種類，賃借権。土地の引渡しの時期，令和7年3月10日。以上です。

議 長

只今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

ご質問ご意見等が無ければ，以上で合意解約申出書 を終わります。

議 長

次に，農地法第3条の3第1項の規定による届出書が4件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局

3ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が4件です。番号1。権利取得者，湧水町恒次 ○○○○。権利取得日，令和6年11月5日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，米永川路ヶ丸○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外2筆 計3筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号2。権利取得者，湧水町川西 ○○○○。権利取得日，令和7年1月8日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，川西魚野○○ 地目は牧場 面積は○○㎡ 外9筆 計10筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号3。権利取得者，湧水町恒次 ○○○○。権利取得日，令和7年1月16日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，恒次橋ノ口○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外1筆 計2筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号4。権利取得者，湧水町木場 ○○○○。権利取得日，令和7年1月20日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，北方新替○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外5筆 計6筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。以上です。

議 長

只今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

ご質問ご意見等が無ければ，以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。

議 長

次に，農地中間管理事業の耕作者変更について，事務局の説明を求めます。

事 務 局

4ページです。農地中間管理事業の耕作者変更について。(1)利用権設定整理番号1号です。総括表をご覧ください。合計だけ申し上げます。賃貸借の田が，942㎡。合計も942㎡です。6月1日開始分になります。詳細につきましては，5ページに記載してございますので，ご確認ください。以上です。

- 議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)
- 議 長 ご質問ご意見等が無ければ、以上で農地中間管理事業の耕作者変更についてを終わります。
- 議 長 以上で事務局報告を終わります。
- 議 長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第1 議案第197号 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について を議題とします。利用権設定の審査を行います。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 6ページです。日程第1 議案第197号。農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について。(1)利用権設定。整理番号1号から整理番号17号です。下の地区別集計表をご覧くださいと思います。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田が34,483㎡、畑が2,988㎡、合計37,471㎡です。次に7ページをご覧ください。総括表です。これも合計だけ申し上げます。賃貸借分の田33,998㎡、畑2,085㎡、計36,083㎡。次に使用貸借分の田が485㎡、畑903㎡、計1,388㎡です。合計で田が34,483㎡、畑2,988㎡、合計37,471㎡です。8ページから12ページに記載してありますので、ご確認ください。以上です。
- 議 長 順を追って審査します。まず、整理番号1号から整理番号3号を審査します。整理番号1号から整理番号3号については、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限に、〇〇番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため 暫時休憩します。
(〇〇委員退席)
- 議 長 休憩を閉じ会議を開きます。整理番号1号から整理番号3号について、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号から整理番号3号については、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号1号から整理番号3号については、承認することに決定しました。
- 議 長 〇〇委員の出席を求めるため暫時休憩します。
(〇〇委員着席)
- 議 長 休憩を閉じ会議を開きます。次に、整理番号4号から整理番号17号を審査します。整理番号4号から整理番号17号までの事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号4号から整理番号17号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号4号から整理番号17号については、承認することに決定しました。

議 長 以上で、農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について を終わります。

議 長 次に、日程第2 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。議案第198号から議案第206号までの9議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 13ページです。日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について。議案第198号。権利，所有権移転。土地の所在，川西字前畑〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町中津川 〇〇〇〇。受人，湧水町川添 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数3。申請事由は規模拡大。売買価格は10a当たり〇〇万円です。次に議案第199号。権利，所有権移転。土地の所在，川西字前畑〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町川西 〇〇〇〇。受人，湧水町川添 〇〇〇〇。申請事由は規模拡大。売買価格は10aあたり〇〇万円です。次に議案第200号。権利，所有権移転。土地の所在，川添字風呂ノ元〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積〇〇㎡です。渡人，湧水町川西 〇〇〇〇。受人，湧水町川西 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数2。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。次に議案第201号。権利，所有権移転。土地の所在，川添字風呂ノ元〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積〇〇㎡です。渡人，霧島市 〇〇〇〇。受人，湧水町川西 〇〇〇〇。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。次に議案第202号。権利，所有権移転。土地の所在，鶴丸字下新田〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積は〇〇㎡です。渡人，宮崎市 〇〇〇〇。受人，伊佐市大口 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数2。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。次に議案第203号。権利，所有権移転。土地の所在，般若寺字櫛木〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，えびの市 〇〇〇〇。受人，湧水町般若寺 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数2。申請事由は規模拡大。売買価格は10a当たり〇〇万円です。次に議案第204号。権利，所有権移転。土地の所在，恒次字池添〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町恒次 〇〇〇〇。受人，湧水町恒次 〇

〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数1。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。次に議案第205号。権利，所有権移転。土地の所在，米永字橋ノ口〇〇 地目は畑 農振外 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積〇〇㎡です。渡人，湧水町米永 〇〇〇〇。受人，湧水町木場 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数3。申請事由は規模拡大。売買価格は全部で〇〇万円です。次に議案第206号。権利，所有権移転。土地の所在，幸田字長迫〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇〇㎡ 外4筆 計5筆 合計面積は〇〇㎡です。渡人，鹿児島市 〇〇〇〇。受人，湧水町幸田 〇〇〇〇。労力総数2。申請事由は新規就農参入です。売買価格は全部で〇〇万円です。以上です。

- 議 長 農地法第3条の許可区分は，湧水町農業委員会です。
- 議 長 順を追って審査します。まず，議案第198号を審査します。議案第198号については，農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限に，〇〇番〇〇委員が抵触しますので，退席を求めるため 暫時休憩します。
(〇〇委員退席)
- 議 長 休憩を閉じ会議を開きます。議案第198号については，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。
- 13番 13番上水流が報告します。農地法第3条に係る議案第198号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の1ページから3ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は畑です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ，議案第198号は調査委員の報告は許可相当ということですが。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第198号につきましては，許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 〇〇委員の出席を求めるため暫時休憩します。
(〇〇委員着席)
- 議 長 休憩を閉じ会議を開きます。次に，議案第199号について審議します。議案第199号についても，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

- 13 番 13番上水流が報告します。農地法第3条に係る議案第199号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページ、4ページから5ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議長 長 ご質問ご意見等なければ、議案第199号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 長 異議なしと認めます。議案第199号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議長 長 次に、議案第200号について審議します。議案第200号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 13 番 13番上水流が報告します。農地法第3条に係る議案第200号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページ、6ページから7ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議長 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議長 長 ご質問ご意見等なければ、議案第200号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 長 異議なしと認めます。議案第200号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議長 長 次に、議案第201号について審議します。議案第201号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 10 番 10番中尾が報告します。農地法第3条に係る議案第201号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページ、8ページから9ページをご参照ください。調査

事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 201 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 201 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 202 号について審議します。議案第 202 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

10 番 10 番中尾が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 202 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページ、10 ページから 11 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 202 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 202 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 203 号について審議します。議案第 203 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

10 番 10 番中尾が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 203 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページ、12 ページから 13 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、現在遊休農地であるため、竹等が生い茂っていましたが、すでに重機等を借りる手配をしているとのことでしたので、許可後すぐに農地に復元するように指導しました。

よって調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 203 号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 203 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 204 号について審議します。議案第 204 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 1 番 1 1 番竹ノ内が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 204 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 4 ページから 1 6 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありませぬ。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

1 番 売買価格が〇〇万円ですが、目的はなんですか。
事務局 場所が〇〇のすぐ隣なのですが、作物は大根等の野菜を栽培するとのことです。ご自分の会社の隣でしたので、金額的には高いのですが、〇〇さんの希望でしたので、この金額で買われるとのこととす。

議 長 外にありませんか。外にご質問ご意見等なければ、議案第 204 号は調査委員の報告は許可相当ということとす。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 204 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 205 号について審議します。議案第 205 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 1 番 1 1 番竹ノ内が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 205 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 4 ページ、1 7 ページから 1 8 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑とす。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありませぬ。指導事項については、特にありませんで

した。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
10 番 新規就農ということですが、作目はなんですか。
事務局 この方は水稻と野菜ということで、既に耕作されているとのこと。売

議 長 外にありませんか。外にご質問ご意見等なければ、議案第 205 号は調査委員の報告は許可相当ということ。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 205 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 206 号について審議します。議案第 206 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

11 番 11 番竹ノ内が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 206 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 14 ページ、19 ページから 20 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田及び畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 206 号は調査委員の報告は許可相当ということ。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 206 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 以上で、農地法第 3 条の規定による許可申請について を終わります。

議 長 次に、日程第 3 農地法第 4 条の規定による許可申請について を議題とします。議案第 207 号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 16 ページです。日程第 4 農地法第 4 条の規定による許可申請について。議案第 207 号。土地の所在、木場字上人ヶ宇都〇〇。地目は畑。農振外。〇〇㎡。地種は 2 種。申請人、湧水町木場 〇〇〇〇。形態は転用。用途は山林。申請事由、周囲を山林に囲まれており、鳥獣被害が多く生産性も

低いため、申請地に植林を行い活用したい。以上です。

議 長 議案第 207 号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 3 番 1 3 番上水流が報告します。農地法第 4 条に係る議案第 207 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 2 1 ページから 2 4 ページをご参照ください。周囲の状況は、北は山林、東は山林、南は原野、西は山林です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、配置図、被害防除計画書及び誓約書がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 207 号につきましては、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、県知事に進達することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 207 号につきましては、許可相当と認め県知事に進達することに決定しました。

議 長 以上で、農地法第 4 条の規定による許可申請について を終わります。

議 長 日程第 4 農地法第 5 条の規定による許可申請について を議題とします。議案第 208 号から議案第 209 号までの 2 議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 1 7 ページです。日程第 4 農地法第 5 条の規定による許可申請について。議案第 208 号。権利、所有権移転。土地の所在、木場字日添〇〇、登記地目は畑 現況地目は牧場です。農振外 〇〇㎡、外 3 筆 計 4 筆 面積〇〇㎡。農地区分は 2 種。渡人、鳥取県 〇〇〇〇。受人、湧水町木場 〇〇〇〇。用途、採草放牧地。申請事由、耕作放棄地であった当該地を借用して〇〇を飼養しているが、譲渡人から売却の申し出があったため。なお、〇〇は〇〇を持っていないため、採草放牧地に転用することによって、売買価格は〇〇円となっています。次、議案第 209 号。権利、所有権移転。土地の所在、米永字橋町〇〇、地目は田。農振外 面積〇〇㎡。渡人、湧水町木場 〇〇〇〇。受人、湧水町幸田 〇〇〇〇。用途、一般住宅。申請事由、

現在、経営している会社の事務所の近辺に居宅を移す必要が生じたため、事業経営の効率化が必要なため。以上です。

議長 それでは、順を追って審議します。まず議案第 208 号を審議します。議案第 208 号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

5 番 5 番高橋が報告します。農地法第 5 条に係る議案第 208 号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 25 ページから 29 ページをご参照ください。周囲の状況は、北は山林、東は道路、南は宅地及び山林、西は山林です。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、事業計画書、平面図、被害防除計画書及び誓約書、始末書等がありました。転用許可に関する調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

4 番 4 番園山です。〇〇は〇〇を持たないため、採草放牧地への転用ということですが、議案参考資料の地図をみると、渡人の方が全体的に所有していて、山林を含めて一括して〇〇さんが取得されるということの確認と、この所有者の方はもともとのこの牧場の方の娘さんなのですか。

事務局 周辺山林も含めて、牧場も含めて購入をされるとのことです。この所有者の方については、〇〇をされていた〇〇さんの娘さんとのことです。以上です。

議長 外にありませんか。外にご質問ご意見等がなければ、議案第 208 号は、調査委員の報告は許可相当ということ。許可相当と認め、転用面積が 3,000 ㎡を超えることから、県定例常設審議委員会の諮問を経て、県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 208 号につきましては、許可相当と認め県定例常設審議委員会の諮問を経て、県知事に進達することに決定しました。

議長 次に議案第 209 号を審議します。議案第 209 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

5 番 5 番高橋が報告します。農地法第 5 条に係る議案第 209 号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 25 ページ、30 ページから 32 ページをご参照ください。周囲の状況は、北は道路、東は道路、南は田、西は宅地です。周囲の農地等

への支障の有無については、特にありません。添付書類は、事業計画書、平面図、被害防除計画書及び誓約書がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

9 番 9番神掛です。この申請地の隣に、〇〇の田という農地があるのですが、状況は。

事務局 この農地と今回の申請地、それと〇〇、〇〇はもともと農地であったものを分筆されて、うち2筆は転用許可を受けて既に宅地となっています。

議 長 外にありませんか。外にご質問ご意見等がなければ、議案第209号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第209号につきましては、許可相当と県知事に進達することに決定しました。

議 長 ここでお諮りします。令和7年度より、2ヘクタール以下の農地転用許可については、湧水町に権限移譲がなされる予定です。このため、議案第207号及び議案第209号については、県知事に進達しても、4月の許可日の時点では、既に、町に権限移譲がなされており、知事の許可権限がないため、再度、湧水町に差し戻しとなり、湧水町で許可決定を行うこととなります。つきましては、議案第207号及び議案第209号の、農地転用の許可については、会長に一任していただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第207号及び議案第209号の農地転用許可については、会長に一任することに決定しました。

議 長 以上で、農地法第5条の規定による許可申請について を終わります。

議 長 次に、日程第5 農地利用状況調査に係る非農地決定について を議題とします。議案第210号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 18ページです。日程第5 農地利用状況調査に係る非農地決定について。議案第210号。対象地区は、幸田地区と老竹地区になります。土地の所在、幸田字出水〇〇 地目は田、面積は〇〇㎡ 外 田が10筆、畑が21筆、合計31筆の〇〇㎡になります。詳細については、議案書の18ページから19ページ、および議案参考資料の33ページから43ページをご参照ください。非農地とする理由としまして、令和6年度の利用状況調査にお

きまして、重村会長、佐牟田推進委員、清水委員、谷園推進委員の現地確認により、山林や原野であると確認され、今回非農地決定を行うものであります。以上です。

議長 只今の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
10番 議案参考資料の地図を見ると、一部茶畑が入っているようですが、これはどのようになるのですか。

事務局 一部茶畑が入っていますが、植林されて大部分が農地では使えない状況であることから、赤判定されていますので、今回非農地決定を行うものです。

議長 外にありませんか。外にご質問・ご意見等がなければ、議案第210号につきましては、非農地と決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案210号につきましては、非農地とすることに決定しました。

議長 以上で、農地利用状況調査に係る非農地決定について を終わります。

議長 日程第6 令和7年度最適化活動の目標の設定等について を議題とします。議案第211号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 20ページです。日程第6 令和7年度最適化活動の目標設定等について。議案第211号。令和7年度最適化活動の目標設定等につきまして説明いたします。1番目の農業委員会の現在の体制についてです。農業委員については定数15名に対しまして現在実数が14名となっております。また推進委員につきましては、定数14名に対しまして実数14名となっております。2番目の総農家数等につきましては、今回、農林業センサスによる調査がおこなわれたのですが、まだ速報値等が出ておりませんので、前回の調査による数値を使用しており、本年度と変更はございません。耕地面積につきましては、直近の耕地及び作付面積統計に基づいて記載をしているところでございます。田が875ha、畑が804ha、合計の1,680haということになっております。次に21ページです。最適化活動の目標です。農地の集積につきましては、農地面積は1,680ha、これまでの集積面積は750ha、集積率は44.6%となっております。令和7年度の目標として、県から示された数字は新規集積面積が40haです。また遊休農地につきましてはなかなか解消が進まないのが現状です。次に22ページです。新規参入につきましては、毎年新規就農の方がいらっしゃいますが、令和6年度においては5名の新規就農があったところです。今後も新規参入者の確保に努めなければならないところです。最後に令和7年度の最適化活動の目標値です。昨年と同様に、1人当たりの活動日数を月10日と設定しましたので、毎回お願いしておりますが、些細な活動でも構いませんので、必ず日誌に記

入いただくようお願いします。最適化活動の報酬ですが、活動状況の日数で国から配分をされますので、こまめな農地の見回り、農家との相談業務、事務局との連携など、日誌への記載をお願いします。以上です。

議長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問・ご意見等がなければ、議案第 211 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案 211 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について は、原案のとおり決定いたしました。

議長 以上で、令和 7 年度最適化活動の目標設定等について を終わります。

議長 次に、その他農政一般事項についてですが、皆様方から何かございませんか。

(なしの声あり)

議長 無ければ、以上で終わります。以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、第 21 回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前 10 時 27 分